

# 「サビ見管 基礎研修」 修了後の 研修受講 について

特定非営利活動法人  
長野県相談支援専門員協会  
理事・事務局長  
米山 勝也



特定非営利活動法人  
長野県相談支援専門員協会  
N@SA

## 令和2年度 長野県 サービス管理責任者・ 児童発達支援管理責任者 基礎研修

- ・ 本研修修了後の指針
- ・ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修見直しに伴う経過措置について
- ・ 実務要件について

本研修修了後の指針について  
サービス管理責任者  
児童発達支援管理責任者として  
従事するために

本研修修了後の指針について

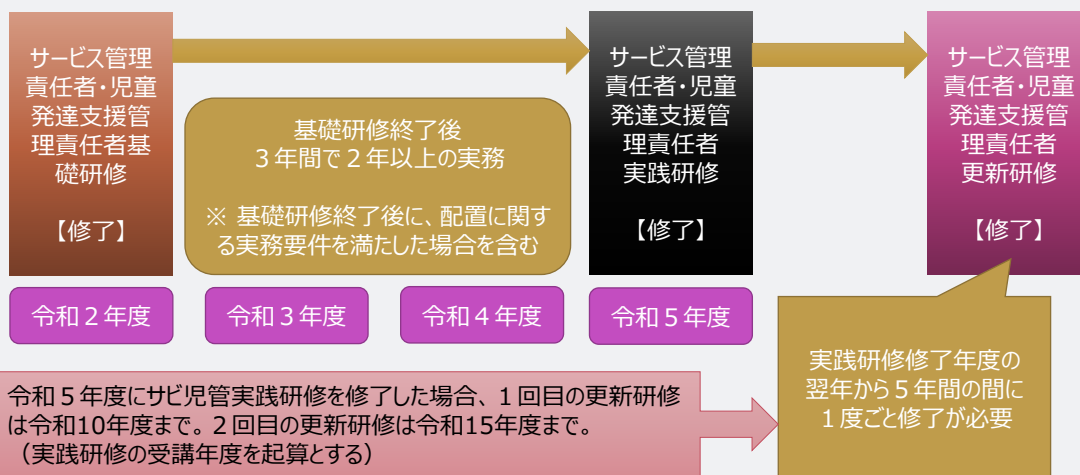
1. 基礎研修修了後3年間で2年以上の実務  
(個別支援計画作成の原案に関わる実務)
2. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修の受講・修了
3. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事可能

## 本研修修了後の指針について

### 4. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修の修了年度の翌年度から5年間の間に1度ごと、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修を受講、修了

## 本研修修了後の指針について

令和2年度にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修を修了した場合



サービス管理責任者及び  
児童発達支援管理責任者の  
研修見直しに伴う経過措置について  
令和元年度～令和3年度に  
基礎研修を修了した者限定の経過措置

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の  
研修見直しに伴う経過措置について

**【令和元～3年度に基礎研修を修了した者に限り】**

- ・ **基礎研修受講時点でその実務要件を満たしている者については、基礎研修修了日後3年間は実践研修を修了していなくても、サービス管理責任者等とみなします**

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の  
研修見直しに伴う経過措置について

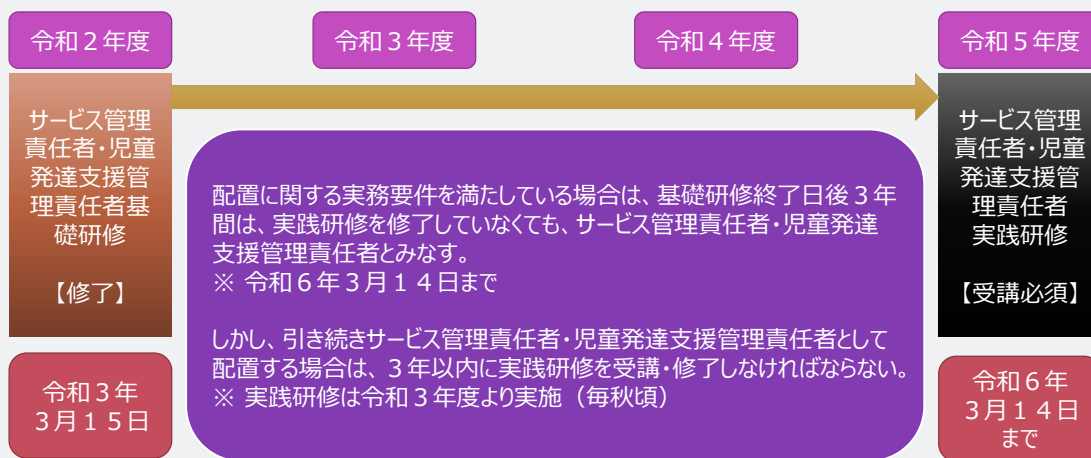
### 【令和元～3年度に基礎研修修了者に限り】

- ・ **しかし、引き続きサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置する場合は、3年以内に実践研修を受講・修了しなければなりません**

※ **実践研修は令和3年度より実施（毎秋頃）**

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の  
研修見直しに伴う経過措置について

令和2年度にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修を修了した場合







研修についてご不明な点があった場合

**「特定非営利活動法人**

**長野県相談支援専門員協会」**

**TEL : 026-214-2105**

**E-mail : nagano-soudan@amail.plala.or.jp**